

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定によつて、
広島県公立大学の令和七年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和八年十月二十二日

広島県公立大学法人理事長 鈴木 典比古